

【石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者のみなさまへ】 令和6年度 能登町なりわい再建支援事業補助金のご案内

能登町内に所在する施設及び設備等が被災した事業者の事業再建を後押しするため、**石川県なりわい再建支援補助金**の交付を受けた事業者に対し、町が独自で上乘せ支援を行います。

■対象となる事業者および要件

- (1) 県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者
- (2) 県なりわい再建支援補助金の対象となる施設及び設備等が町内に所在するもの
- (3) 町税を滞納していないこと

■不交付対象者

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 誓約書（別紙）の誓約事項に反する者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 暴力団体及びその構成員

■補助金

県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額
補助率 2分の1（上限100万円）

■申請方法及び必要書類

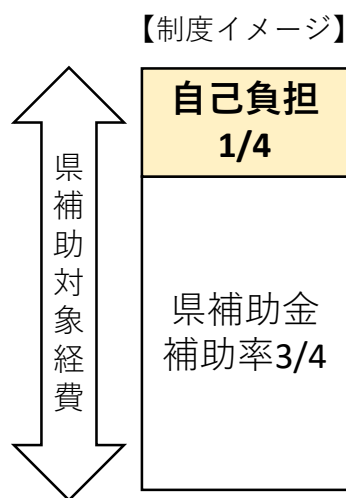
以下の書類をそろえて期限までに提出して下さい。

- (1) 町なりわい再建支援補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）
- (2) 町なりわい再建支援補助金請求書（様式第3号）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (5) 県補助金の実績報告書の写し

■提出期限

令和7年3月31日（月）

町補助金 = (自己負担) × 1/2
※上限100万円



県補助金で生じる自己負担分への補助

※詳しくは、町のホームページでご確認下さい